

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成29年3月23日 午後3時00分 開議

出席委員

| | |
|-------|-----------|
| 教 育 長 | 高 本 訓 久 |
| 委 員 | 菅 沼 由 貴 子 |
| 委 員 | 林 正 美 |
| 委 員 | 渡 辺 時 行 |
| 委 員 | 戸 苺 恵 理 子 |

説明のための出席者

| | |
|--------------|---------|
| 教育部長 | 関 原 秀 一 |
| 教育部次長兼庶務課長 | 鈴 木 敏 彰 |
| 教育部次長兼中央図書館長 | 中 森 利 仁 |
| 学校教育課主幹 | 三 浦 孝 裕 |
| 生涯学習課長 | 前 田 清 彦 |
| スポーツ課長 | 小 島 基 |
| 学校給食課長 | 寺 部 優 |
| 中央図書館主幹 | 尾 崎 浩 司 |

教育長が指定した事務局職員

| | |
|-----|---------|
| 主 事 | 築 瀬 正 洋 |
| 主 事 | 瀬 野 正 章 |

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 教育長職務代理者の指名
- 第3 第10号議案 平成29年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第4 第11号議案 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第5 第12号議案 豊川市社会教育審議会の答申について
- 第6 第13号議案 平成29年度における豊川市図書館の休館日について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会いたします。始めに日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、教育長

において、菅沼・渡辺両委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

「高本教育長」 続きまして、日程第2、「教育長職務代理者の指名」を行います。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長が職務代理者を指名するものです。平成29年度の職務代理者として渡辺委員を指名いたします。渡辺委員、よろしくお願いします。

「高本教育長」 続きまして、日程第3、第10号議案「平成29年度教育委員会職員の人事異動について」を議題といたしますが、本案は職員の人事に関する案件でございますので、議事については非公開とし会議内容の議事を別に記録する事としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「高本教育長」 異議なしと認め本案は非公開で行います。

それでは事務局から提案内容の説明をお願いします。

「関原教育部長」 日程第3、第10号議案「平成29年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第11号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「三浦学校教育課主幹」 それではご説明いたします。資料の4ページ、5ページをご覧ください。豊川市教育委員会事務局組織規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づき豊川市教育委員会事務局の組織に関して必要な事項を定めている規則でございます。この規則には事務局に設置されております課や係などの組織名や、その各課等が所管する主な分掌事務、役職ごとの職務などが定められております。今回、その規則の一部を改正いたしまして、別表に定めております学校教育課指導係の分掌事務に「いじめ防止等のための対策に関すること」という1号を加える事を提案させていただきました。一部改正を行なう理由といたしましては、この3月に「豊川市いじめ防止基本方針」を策定し、市議会においても関連条例が可決され、いじめの実態把握とその解決や未然防止に向けて行う取組を明らかにしました。これを踏まえて、市を挙げて、これまで以上にいじめ防止等の為の対策を進めていく事を示すものとして、その業務を統括する学校教育課指導係に分掌事務として加えるものでございます。説明は以上でございます。

「高本教育長」 ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第4、第11号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、第12号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは6ページ、7ページをご覧ください。「豊川市社会教育審議会の答申について」をご説明申し上げます。これは、2月の教育委員会定例会でご審議いただきました、「平成29年度教育委員会の予算概要及び主要事業について」のうち、社会教育団体補助事業及び主要事業の実施について、社会教育法第13条の規定に基づき豊川市社会教育審議会へ諮問したところ、適正なものであるとして予算案に基づいて実施するよう答申をいただいたものでございます。説明は以上でございます。

「高本教育長」 ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、日程第5、第12号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 続きまして、日程第6、第13号議案「平成29年度における豊川市図書館の休館日について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「中森教育部次長」 それでは説明させていただきます。9ページをお開き下さい。豊川市図書館の休館日につきましては、豊川市図書館管理規則において中央図書館、音羽及び御津図書館、一宮及び小坂井図書館のそれぞれ別に定められております。今回はその休館日のうちの特別整理日を決めるものでございます。今年度の案としまして、中央図書館を平成29年11月14日から11月22日の間の9日間、音羽と御津図書館を10月17日から10月20日の間の4日間、一宮と小坂井図書館を11月14日から11月16日の間の3日間、それぞれ休館日とするものです。市民サービスを考慮し、できるだけ短い期間で整理を行うものとして予定しております。説明は以上でございます。

「高本教育長」 ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 特別整理日を例年この時期に実施するという理由はありますか。

「中森教育部次長」 特別整理日の日程については、小中学校の行事や高校のテスト週間などを考慮して時期を調整しております。また、施設を点検して問題が無ければ勉強場所として利用できるように閲覧室を開放することも検討いたします。できるだけ影響の少ないように調整した結果でございます。

「菅沼委員」 中央図書館と一宮及び小坂井図書館が同じ時期に休館日の予定となっていますが、日程が重ならないようにできないのでしょうか。

「中森教育部次長」 図書館システムについて共通のものを使っているため、システム等の点検や整備の一部について連動して実施する必要があることから、どうしても日程の重複が生じることとなります。

「菅沼委員」 中央図書館以外の図書館について、特別整理期間が短く設定されていますが、整理等が十分に可能な期間設定となっていますか。

「中森教育部次長」 図書館の規模などによって整理期間を設定いたしました。十分な整理等を行いつつ、できるだけ短い期間で完了させて市民サービスの維持に努めたいと考えた結果でございます。

「高本教育長」 他にご意見やご質問がございましたらご発言ください。よろしいでしょうか。特になければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 ご異議なしと認め、日程第6、第13号議案「平成29年度における豊川市図書館の休館日について」は原案のとおり可決いたしました。

本日の会議に付議されました案件は以上でございますので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後3時36分 閉会)